

令和7年第4回潟上市議会定例会会議録

○開 議 令和7年12月 9日 午前10:00

○散 会 午前11:55

○出席議員（16名）

1 番 菅原理恵子	3 番 藤原仁美	4 番 戸田俊樹
5 番 佐藤珠樹	6 番 澤井昭二郎	7 番 堀井克見
8 番 藤原典男	9 番 中川光博	10 番 鈴木司
12 番 石井和人	13 番 西村武	14 番 鎧仁志
15 番 菅原龍太郎	16 番 伊勢潤	17 番 鈴木壮二
18 番 佐藤敏雄		

○欠席議員（1名）

11 番 菅原秀雄

○説明のための出席者

市 長	鈴木雄大	副 市 長	鎌田雅人
教 育 長	吉原慎一	総 務 部 長	古仲淳
市民生活部長	菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長	伊藤佐和子
産業振興部長	古畑範行	建 設 部 長	佐々木渉
教 育 部 長	伊藤強	総 務 課 長	浅野幸一
企画政策課長	石井恵子	財 政 課 長	内田倫雄
地域づくり課長	渡会満	子育て応援課長	金美妃
農林水産振興課長	伊藤充	教育総務課長	菅原撰
教 育 監	佐々木達也	文化スポーツ課長	畠山ひとみ

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	安田秀樹	議会事務局次長	澁谷睦子
--------	------	---------	------

令和 7 年第 4 回潟上市議会定例会日程表（第 3 号）

令和 7 年 1 2 月 9 日（3 日目）午前 1 0 時 0 0 分開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前１０時００分 開議

○議長（佐藤敏雄） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

なお、11番菅原秀雄議員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第１ 一般質問】

○議長（佐藤敏雄） 日程第１、一般質問を行います。

一般質問については、１回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

また、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は質問席において、再質問は自席にて行います。

なお、再質問は当局の答弁に対して内容を確認するために行うもので、当局答弁の内容に関連のない新たな質問を行うことはできませんので、皆様、よろしくお願いいたします。

本日の発言の順序は、３番藤原仁美議員、10番鈴木司議員、17番鈴木壮二議員、14番鑑仁志議員の順に行いますので、よろしくお願いします。

それでは、３番藤原仁美議員の発言を許します。３番藤原仁美議員。

○３番（藤原仁美） おはようございます。

傍聴、お疲れさまでございます。

さて、当局におかれましては、定例会の準備、大変お疲れさまでございます。

そして、このたびも一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

通告に従い、大きく三つのテーマで質問させていただきます。

はじめに、八郎湖の歴史と文化をつなぐ取組について。

はじめに、八郎潟、八郎湖と二つの表現について、八郎潟は干拓前、資源豊かで地域の人々が誇る湖であり、干拓によって残された水面は、正式には八郎潟残存湖として農業用水の取水池や洪水防止の調整地の役割を果たしています。干拓後、湖に対する人々の思いから八郎湖という通称が広まったとされています。ここでは、それぞれの背景から八郎潟、八郎湖と使い分けて表現します。

潟上市の名前の由来は日本三代実録の記録に由来するとありますが、最も理解しやす

いのは、旧３町が八郎潟に面し、その上方に位置するという地理的特徴から来ていることだと思います。では、八郎潟について、その歴史と、八郎湖と呼ばれることになった経緯など知っている市民はどれくらいいるのか。干拓が地域にどのような変化をもたらしたのか、なぜ干拓されたのか、現在居住する市民の多くは、地域の歴史や文化を知らずにいるのではないのでしょうか。

八郎潟干拓事業が計画から長い年月をかけ、紆余曲折を経て着手され完了に至ったことは、八郎潟を研究している方々の文献から知ることができます。また、干拓される前の周辺地域住民の暮らしや文化なども同時に伝えられています。八郎湖の上方に住む私たち潟上市民の暮らしが、様々に変化しながら今につながっていることは、今後も継承されるべきで、歴史を知り未来へつなぐことに大きな必要性を感じます。

本市の小学校では、環境学習の一環として出前授業が実施され、八郎湖の成り立ちと現状を知る機会が設けられており、実際に八郎湖に足を運び、そこに住む生物や植物に触れるなどの体験が行われています。また、石川翁縁の地で八郎湖の環境と農業との関係をつかむことを狙いとした体験学習も実施されるなど、子どもたちが八郎湖に触れる機会が持たれています。

大学生など若者の活動では、干拓前の地層から掘り出した水草の種を復活させて育てる水槽、「八郎潟モグリウム」を県内に広げ、モグが創り出す豊かな環境を観察し、将来的には八郎湖にモグを返すことで環境再生につなげようとして取り組まれています。また、環境省の自然共生サイト認定を目指す活動も展開されています。

自然共生サイトは、企業や民間団体などの管理で生物多様性が保たれている区域を認定する制度で、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの目標達成に向けた取組です。認定を目指し、干拓前の八郎潟に近い環境が残る天王地区旧湖岸部で生き物調査やワークショップを開くなど、八郎湖の今後について考える機会がつけられています。初めて触れる八郎潟の歴史と今の八郎湖の様子を見て、関心を寄せてくれる若者の存在は、八郎湖の可能性を引き出し再生へとつなげる足がかりになります。

子どもや若者が八郎湖を学び、考え、興味を持って活動している様子を通じて、多くの市民や県民をはじめ、あらゆる方面から関心を持ってもらえることで大きな変化が生まれるのではないのでしょうか。

さて、八郎潟・八郎湖については、これまでも一般質問の中で何度か触れられており、令和になってからも四度にわたりテーマに挙げられていることから、市民の関心が継続

して寄せられていることがわかります。質問では、干拓以降発生している環境問題として水質汚濁、アオコによる悪臭が挙げられるほか、周辺環境整備も問題にされています。水質改善とアオコ問題には八郎湖水質対策連絡協議会が組織され、八郎湖に係る湖沼水質保全計画に基づく対策を連携して実施していると回答されています。環境整備については毎年県への要望をしているとのことですが、県からは予算上、優先度を考慮して対応するとの回答にとどまっており、地域住民の要望は遅々としてかなえられていないように思います。

一方、八郎潟で盛んに行われていた白魚やワカサギの漁は明治20年頃から佃煮文化へと発展し、現在県内7社の佃煮事業者のうち5社が本市の事業者であることは注目すべきです。令和6年度には秋田の佃煮が文化庁の食文化機運醸成事業100年フードにおいて、近代の100年フード部門に認定されるなど、干拓により湖の面積が縮小された中で漁業が継承されてきたことや周辺自治体による種苗放流事業の推進が実を結んだとも考えられます。干拓で変化した環境の中でも住民の暮らしは続き、食文化をつなげていることは評価すべきと考えます。

文化を知る上で、今年2月地元紙に掲載され話題となった、鎌倉時代に製造されたとみられる「八郎潟出土くり船」も重要な文化財で、歴史や文化の研究に大きな手がかりを与えます。

このように、八郎潟については干拓前から続く漁業、佃煮食文化、周辺地域の農業、そして干拓による残存湖となった八郎湖の環境を含めた歴史があります。

これまで、様々な団体が八郎湖に思いを寄せ活動していますが、それぞれに課題解決を図りながらなかなか進まないのはなぜか。それぞれの団体が同じ思いを持ちながらつながっていないからではないのか。八郎湖の上方に位置する本市が、八郎潟・八郎湖について考え、関連する団体をつなげ、歴史や文化を継承していく役割を担うことはできないだろうか。市民や県民をはじめ、もっと多くの人に関心を寄せてもらうための取組は、課題解決に向けた機運の醸成につなげられるのではないのでしょうか。

以上のことから、当局の考えを伺います。

- ①水質問題や環境問題など、課題解決について本市の考えは。
- ②市民が関心を持つための機会をつくる考えは。
- ③八郎湖旧湖岸部の自然共生サイト認定を推進する考えは。
- ④佃煮食文化や漁業など、文化の継承についての取組は。

⑤八郎湖に関連する団体をつなぐために、行政としてコーディネートする考えは。

次に、二つ目、追分保育園の民営化についてです。

9月定例会で市長の行政報告の中に追分保育園の民営化について触れられ、事業者の選定が社会福祉法人 風の遊育舎に決定したことが報告されています。

民営化が検討されることになり、当初は公立に慣れ親しんだ市民にとって公立保育園への信頼が確固たるもので、自治体で統一された保育内容への安心感と、これまで公務員として採用されていた保育士の安定感をどのように保つのかと質問しました。もちろん市民の声があったことからの質問でしたが、私自身も公立が一番という固定観念にとらわれていました。

秋田の学びを考えるネットワークに参加し、子どもの育ちをどう考えるか、教育の在り方はどうあるべきかと考える中、認定こども園の取組や風の遊育舎の理念に触れることがあり、子どもを主体として、生きる力を育む保育教育を実践されていることがわかりました。そのため、このたびの事業者選定については大いに期待するところです。

さて、令和8年4月から引き継ぎ保育が開始され、令和9年4月には移管完了の予定が示されていますが、これまでの公立保育園としての取組と風の遊育舎との違いについてどのように考えているのか。掲げられる目標に大きな違いはないものの、市の管理の下で公立で運営してきた園と民間の園とでは、違いがあるのではないかと。民営化を進めるに当たっての課題と現状、その解決策についてどのように考えているのか。

また、今後、再編計画に挙げられている若竹幼児教育センターと昭和こども園、公立のまま存続する天王こども園について、ますます進む少子化を視野に市の方向性をどのように考えているのか、併せて当局の見解を伺います。

最後に三つ目、校内居場所の設置についてです。

24年度、全国の不登校の小・中学生は35万3,970人で、過去最多を更新しています。不登校の背景には様々な要因があり、その対応については難しさを感じており、本市においても大きな課題です。

先頃、全国の公立小・中学校の58パーセントが校内居場所を設置し、不登校をサポートしていると報道がありました。文部科学省の調査から、全国公立小・中学校約2万7,000校のうち、空き教室を活用して校内で不登校の児童生徒をサポートする校内教育センターを設置するのは、2025年6月時点で58.7パーセントに当たる1万5,874校だったことがわかり、24年度より12.6ポイント増えたものの、地域によるばらつきがある

とされています。

そのうち小学校は8,841校、49.1パーセント、中学校は7,033校、77.5パーセントが整備されているということですが、自治体間で大きく差があるようです。

校内教育センターは、登校できても教室に入れない子どもの居場所や学習環境を確保することが目的とされ、児童生徒が自分のペースで生活や学習ができるよう、教員や支援員が支援しているとあります。こうした校内の居場所の設置は、子どもたちの心理的安心感を高め、社会的な孤立を防ぐ役割も果たしています。また、保護者との連携や外部専門家の協力を得ることで、より多角的な支援が可能となり、子ども一人一人の状況に合わせた対応が進められます。

本市では、教育支援センター中央さわやか教室を開設しているほか、学校の居場所づくりに努めているとされていますが、その現状と課題については、どのように捉えているのか。また、不登校児童生徒への対応、スクールカウンセラーなどの専門家や地域の支援者との連携等、子どもたちの支援に関する取組はどのように考えているのか、見解を伺います。

以上、大きく三点、質問席からの質問を終わります。

答弁よろしく願いいたします。

○議長（佐藤敏雄） 当局より答弁を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） 3番藤原仁美議員の一般質問の一つ目「八郎湖の歴史と文化をつなぐ取組」についてお答えいたします。

ご質問の1点目「水質問題や環境問題など、課題解決についての考え」についてお答えいたします。

これまで県では八郎湖に係る湖沼水質保全計画を策定し、関係市町村と連携し、総合的な水質保全対策を実施しており、八郎湖に流入するCOD（科学的酸素要求量）などの汚濁負荷量は、いずれも低減しているものの、湖内水質は明瞭な改善には至っていない状況であります。

今年度から始まる第4期八郎湖に係る湖沼水質保全計画では、これまでの取組や水質の状況などを踏まえ、効果的な水質保全対策の実施や、健全な湖沼生態系の回復に向けた取組を推進することとしております。

引き続き県に対し、八郎湖や周辺の環境整備について働きかけていくとともに、県と八郎湖周辺市町村が一致団結し、関係団体や地域住民等とともに、良好な水環境を持つ、

恵みや潤いのある「わがみずうみ」となることを目指してまいります。

次に、ご質問の２点目「市民が関心を持つための機会をつくる考え」についてお答えいたします。

八郎湖流域では多くの環境保全活動団体が様々な活動をしており、その団体情報については、県ホームページにて紹介しているほか、各団体において独自にホームページやＳＮＳ等の活用などにより、取組や活動内容を広く発信しております。

また、八郎湖環境対策室においても、八郎湖の概要のほか、各種イベントやお知らせ、地域住民等に対する普及啓発と協働の取組などの情報発信を広報誌やインターネットなどの多様なツールを活用して周知を行っております。

引き続き、県と八郎湖周辺市町村が連携しながら、八郎湖の魅力を向上するための取組を推進してまいります。

次に、ご質問の３点目「八郎湖旧湖岸部の自然共生サイト認定を推進する考え」についてお答えいたします。

自然共生サイト認定されることは、企業や団体等の活動実施主体の取組イメージの向上だけでなく、地域社会の活性化等への寄与にもつながっていくものと捉えております。国においては、自ら認定を目指す企業や団体等に対し、申請の過程で必要と想定される専門的な知識を持つ有識者や金銭・人的支援等の実施を希望する企業等とのマッチングなど、認定に向けた支援があることから、現時点では市として自然共生サイト認定を推進していく考えはございませんが、今後の国や県の動向、他市町村の状況などを注視してまいります。

次に、ご質問の５点目「八郎湖に関連する団体をつなぐために、行政としてコーディネートする考え」についてお答えします。

八郎湖流域の市町村や関係団体、大学などの研究機関、八郎湖をフィールドに活動する団体など様々な主体が連携・協働し取組を進めていくことは、持続可能な八郎湖の未来を築いていくためにも必要と考えております。八郎湖に関する取組については、引き続き県と連携しながら進めてまいります。

○議長（佐藤敏雄） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） 次に、ご質問の４点目「佃煮食文化や漁業など、文化の継承についての取組」についてお答えいたします。

佃煮は市の名産の一つであり、これまでワカサギなどの種苗放流事業を積極的に実施

しており、議員のご質問にあるとおり、令和6年度には秋田の佃煮が日本全国の近代100年フード部門に認定されております。佃煮は、市内小・中学校の給食に取り入れているほか、幾つかの小学校で地元の佃煮業者を招いて歴史や製造方法などの出前授業を行い、地元が誇る佃煮文化の学習と継承の機会を設けています。

漁業については、日本海や八郎湖に面した本市の地場産業ですが、従事者の高齢化や後継者不足などの課題があるため、県事業の漁業体験や技術取得研修、経営管理能力の向上に向けた研修などを活用し、若手漁業者の確保や育成を行っております。こうした取組が地域の文化や歴史を守り育て、佃煮食文化の継承につながるものと考えております。

○議長（佐藤敏雄） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） 3番藤原仁美議員の一般質問の二つ目「追分保育園の民営化」についてお答えいたします。

ご質問の1点目「これまでの公立保育園の取組と、風の遊育舎との違い」についてお答えいたします。

保育所は、設置主体や施設規模に関わらず、国が定める保育所保育指針に基づき保育を実施することとなっており、その上で保育の理念や目標に特色を持たせ、保育を行っております。

議員ご指摘のとおり、当該法人が掲げる「子どもを主体として一人一人が自立するよう援助する」という教育・保育理念は、市の教育・保育方針と大きな違いはありませんが、当該法人による民間ならではの柔軟さや特色のある保育に期待を寄せているところです。

ご質問の2点目「民営化を進めるにあたっての課題と、解決策」についてお答えいたします。

民間事業者に移行する年度の保育を特に重要な課題と捉え、当該法人とはこれまで、円滑に移行がされるよう、主に引き継ぎ保育に関する人員配置について協議を行っており、当該法人からは、在籍中の子どもの育ちを第一に考え、当分の間、追分保育園の保育内容に沿った保育を実施していきたいとの考えが示されております。そのため、なるべく多くの職員から追分保育園での勤務を継続してもらえるよう、当該法人による説明会を実施して人材確保に努めているところであります。

また、来年4月からは、当該法人の保育士からも保育に参加していただくとともに、

保護者を含めた法人との協議を毎月実施し、民営化後の運営について子どもや保護者との信頼関係の構築を図ってまいります。

次に、ご質問の3点目「今後再編計画に挙げられている若竹幼児教育センターと昭和こども園、天王こども園について、少子化を視野にした市の方向性」についてお答えいたします。

本市全域では少子化の傾向にあるものの、近年の低年齢児の保育需要の高まりにより、県内で唯一待機児童が発生している状況にあり、今年3月に策定した潟上市立保育所・認定こども園等の再編に関する基本方針の中で、児童数の地域偏在と保育士不足を本市の課題と捉えております。

若竹幼児教育センターと昭和こども園の再編は、保育士を集約し効率的に配置することにより保育の受け皿を確保すること、また、一時預かり保育やこども誰でも通園制度といった多様な保育サービスの拡充をすることを目的として実施するものであります。

公立園につきましては、当面存続していきたい考えであります。少子化等社会情勢の動向や保育の需給バランスを見ながら判断してまいります。

○議長（佐藤敏雄） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） 3番藤原仁美議員の一般質問の三つ目「校内居場所の設置」についてお答えいたします。

ご質問の1点目の「本市の校内居場所の現状と課題について」と、2点目の「不登校児童生徒への対応と、スクールカウンセラーなどの支援者との連携について」は、関連がありますので、併せてお答えいたします。

現在、市内の小・中学校においては、不登校及びその傾向にある児童生徒や教室に入りづらさを感じている児童生徒の要望に応じて、保健室登校や放課後登校に対して柔軟に対応しております。

小学校における居場所については、相談室や図書室、空き教室などを随時活用しながら、子どもと親の相談員や生活支援員等が児童の実態に応じた支援をしております。

中学校においては、カウンセリングルームやふれあいルームと称した相談室を設け、生徒のペースに合わせて生活や学習ができるよう、教員や心の教室相談員等がサポートをしております。

また、本市に設置されている教育支援センター、中央さわやか教室においても、随時、児童生徒を受け入れており、子どもたちの学びの機会や居場所の確保に努めております。

当面の課題としましては、年々増加傾向にある不登校及びその傾向にある児童生徒一人一人に対応していくための人員の確保及びその配置が挙げられます。

次に、子どもたちの支援に関する取組につきましては、県教育庁、県総合教育センター、本市子育て応援課等との連携を密に行いながら、児童生徒や保護者がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家に相談できる体制を整えております。

引き続き、学校・家庭・地域・関係機関と連携しながら、多様な学びを支える指導体制の充実を図り、不登校を未然に防止するとともに、子どもたちの居場所をつくり、健全育成に努めてまいります。

○議長（佐藤敏雄） 3番藤原仁美議員、再質問ありますか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 答弁ありがとうございます。まずは八郎湖についてですが、部長の答弁の中に、県と周辺市町村との一致団結、連携というワードが何度か繰り返されておりました。私の質問の中に八郎湖に関する団体をつなぐために行政としてのコーディネートをしてみてはどうかという質問をさせていただいておりますが、そこに関しては、具体的にどういう策があるのかというところはお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（佐藤敏雄） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、県のほうで第4期、素案ではありますが、八郎湖に係る湖沼水質保全計画を策定しております。この中において、八郎湖の水質問題及びその解決に向けた対策について、地域住民などの理解と関心を深めるため、環境保全に取り組む団体の活動状況などの情報を収集、整理し、積極的に配信するとなっております。情報の配信は、県及び市町村の広報やインターネットなどの多様なツールを活用して周知を図るということでございます。

八郎湖に係る団体をつなぐための行政としてのコーディネートする考えであります。八郎湖流域における環境保全活動団体については、県のホームページで紹介されておりますが、21団体あります。うち、潟上市に事務局があるのは7団体であります。それぞれの団体の設立目的や活動場所を限定しているなどの違いがあるため、団体同士が直接つながるとするのは難しい面があると思っております。

なお、八郎湖に関する取組については、八郎湖の管理者である県が主体となり、八郎湖流域の関係市町村が連携して取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 県が主体となるというのは、以前からも答弁で聞いていたように思います。いろんな団体が思いを寄せているというのは本文でもお伝えしておりますし、皆さんも多分ご存じのことと思います。それを無理やりつなぐというのは、なかなか難しいように思うんですが、潟上市が主導して関心を寄せてもらう機会を持てないかというふうに考えておりますが、その辺、市長が旗振り役となってというふうには考えられないでしょうか。市長にお答えいただきたいです。すいません。

○議長（佐藤敏雄） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほど申し上げました県の第4期計画素案であります。その計画の中において魅力向上という取組を新たに掲げております。現在も県のほうで取り組んでおりますが、令和4年には県と潟上市内のNPO法人が共催して、親子で楽しむまるっと体験 八郎湖 i n 潟上を開催しております。また、令和6年には県の委託事業で潟上市内の食品業者八郎湖まるっとみてとって食べて 佃煮やさんとめぐる八郎湖が生んだ食文化を開催しております。県のほうでは、より幅広い年代の方々が八郎湖に関心を持ってもらえるよう、八郎湖の豊かさや面白さに触れる機会を提供していきたいということでしたので、今後のこの計画の魅力向上、魅力発信について期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 部長、ご答弁ありがとうございました。

市長に今一度お伺いしたいのが、近隣市町村をまとめてシンポジウムのものを、県も動かしてシンポジウムのものを市長が旗振ってできないかというふうに思っております。そこについてぜひお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤敏雄） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの部長の答弁にもありましたとおり、県と関連10市町村からなる協議会等ございます。そうした場面を通じて、そういったそのお話をする機会はあるかと思っております。

ただ、各団体、やはり設立目的、活動内容、異なる面があると思います。恐らく議員のように八郎湖の水質だとか環境に興味のある団体、そのほかあとは歴史に関心のある

団体、なかなかそういった活動内容によって全てを一堂に会してというのは大変なところもあると思いますし、なかなか本市がリードして、財政的な面もありますので、そういった先ほど申した関係市町村からのご協力も得なければ、なかなか開催については厳しい面もあろうかと思えますけれども、そういった協議会等、そういった各町村の首長が集まる場面においては、そういったものも提案するのも一考かなとは考えております。

○議長（佐藤敏雄） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。潟上がぜひ旗振り役になってという思いは私自身大きく思っております。今後もその辺は強く訴えていきたいと思っております。

そして、自然共生サイトですが、市長のホームであります旧湖岸部に自然共生サイトをというような動きは既に進めている団体がございます。そこについて、ぜひ市としても応援する形を持っていいただければなというふうに思います。

八郎湖については、今後も継続して、いろんな状況を見ていきたいし、市にも訴えていきたいなと思っております。

次に、追分保育園に移らせていただきます。

追分保育園、風の遊育舎の民間ならではの柔軟さに期待というお話もありました。そして、引き継ぎの件を計画的に進められそうだという答弁があったように感じます。

私としては、引き継ぎが行われ、その後、その理念に共感した保護者の方たちがうらやましいなということを感じるのではないかなとは考えております。再編する若竹幼児教育センターと昭和こども園、あとは天王こども園に関して、どういうふうに足並みをそろえて保育を、バランスをとっていくのかというところを、今一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤敏雄） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

各園の保育の質の足並みをそろえるということのご質問だと思われませんが、答弁でもありましたとおり、国の定める保育指針ということに基づき、各園保育を実施しております。それで、市のほうでも園長はじめ保育士と情報交換しながら、通常の保育の内容等も把握もしてございますので、あと、民間のほうでも指導的な立場となりますので、そこでこちら側としては民間・公立の保育の実態を把握して足並みをそろえてということになるでしょうか。特色を生かしながら、差が出ないように配慮していくというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。風の遊育舎さんは、自然体験を取り入れており、下浜健康の森へ隔月で出かけているという計画も見られます。そのような体験については、公立の園に通う子と、差が出るとあまりよくないなと感じております。その辺についても、ぜひ研究しながら、調整しながら、子どもたちに体験格差が生まれないように進めていっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、校内居場所の設置についてに移ります。

教育長の答弁から、スクールカウンセラーなどの配置についてお答えいただいております。配置状況と、あと配置のない学校について、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（佐藤敏雄） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えいたします。

スクールカウンセラーは中学校3校には週一回の勤務で配置をされています。小学校には、各教育事務所単位で配置をされていまして、必要に応じて要請があればスクールカウンセラーについては派遣になると、こういうシステムでございます。

○議長（佐藤敏雄） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。不登校児童・生徒が小学校保健室、あとは放課後に利用できる学習の機会などを設けているというご答弁がありました。保健室に至っては、体調の悪い子がいると、なかなかそこに入れないという現状もございます。その辺については、ぜひ空き教室の有効利用をしてほしいと思っております。

相談員についてもご答弁がございました。相談員のこれまでの評価と今後の構想についてお聞かせいただければありがたいです。

○議長（佐藤敏雄） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） 相談員につきましては、小学校には子どもと親の相談員が全ての学校に配属されております。中学校には、心の教室相談員が1名配置されております。それぞれの相談員については、子どもの相談、あるいは親の相談、あるいは子どもの学習の見取りとか、そういう形で非常に学校も子どもに寄り添って、そして子どもを支えてもらっているという、非常に高い評価をもらっているという事業であります。

ただし、今ご質問ありましたけれども、中学校には配置されていない中学校が二つご

ざいますので、現在、全国的にも不登校及びその傾向にある生徒は極めて高い数字で高止まりをしておりますし、本市の中学校においても同じ状況がありますので、しかも中学校からは、その相談員についての配置の要望が非常に高いものがございますので、現在、教育委員会としては、その増員について検討をしているところでございます。

○議長（佐藤敏雄） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） ありがとうございます。現状では子どもたち、いろんな事情を抱えていて、いろんな要因で不登校になったり、あとは学校に行ったとしても、なかなか教室に入れなかったりという様々な事情を抱えているのが本当に現状で、それをどうやって救っていくのかというのは、大きな課題だと思います。

校内居場所の設置についての取組の事例として、非常勤職員が担当するなど校内で役割分担しているとか、あとは介助員、給食センターの調理員が見守り事業に参画するとか、前進的な例もございます。今、教育長のほうから増員について検討しているというお話もあったので、ぜひ子ども一人一人に手当てできるような教育体制、支援体制を整えていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤敏雄） これをもって3番藤原仁美議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を10時55分とします。

午前10時48分 休憩

.....
午前10時55分 再開

○議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

10番鈴木司議員の発言を許します。10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） おはようございます。

傍聴の皆様にも、大変朝早くからお疲れさまです。

また、議員各位並びに市当局には、このような機会をいただきましたことに対して感謝申し上げます。

私のほうからは、通告に従いまして、地域公共交通について、一点であります。

本市の公共交通は、鉄道路線とバス路線が中心となっており、市民の市内外への移動や人的交流などを通じて、広く市民生活を支えています。

鉄道路線については、市内を南北に運行するJR奥羽本線と男鹿半島方面へ運行する

J R 男鹿線の 2 路線があり、バス路線については、民間交通事業者が運行する路線バスと、本市が実施主体となって運営するマイタウンバスがあります。

主に市民の生活路線として買物や通院、通勤・通学等の重要な交通手段となっているマイタウンバスは、平成27年5月の市役所開庁に伴い、それまで運行のなかった地区への乗り入れを可能としたほか、平成30年4月には、運賃の改定等を行うなど、新規路線の整備や市民ニーズに沿った経路に再編しています。また、平成26年度からの豊川地区の株山、真形草生土地区でデマンド型乗合タクシーも運行されています。

現在、5 路線11系統を運行しているマイタウンバスの平成28年度の輸送人員は1 万 8,808人でしたが、令和3年度には3 万8,923人となって、2 万人以上増えており、大きな再編効果を得ていることは労を多とするところであります。

市の財政負担については、年々増加傾向にあり懸念されるところであります。市民アンケートからは「バスがあつてありがたい」「便数を増やしてほしい」「J R と時間を合わせてほしい」「土日も運行してほしい」等の意見も寄せられております。

本市などの地域にあつて、交通手段としては、マイカーが増え続ける一方、バスやタクシーといった交通機関の利用は減っていく現状にありますが、運転免許・マイカーの有無で移動格差が拡大している状況の中、この移動格差を埋めるのは、行政の仕事だと言われます。

今後、高齢化と人口減少がさらに加速していくことが見込まれる中、市長にあつては、地域の生活基盤として将来にわたり、安定的、持続可能な地域公共交通の運営について、どのように対処していく考えか、所見を伺います。

一つには、利用しやすい持続可能な公共交通の維持について。

二つ目が、交通空白地域や不便地域の移動手段の確保について。

三つ目が、路線維持に向けた運行収支の改善について。

四つ目が、公共交通に対する認知度の向上について。

以上であります。

よろしく答弁のほど、お願いいたします。

○議長（佐藤敏雄） 当局より答弁を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） 10番鈴木司議員の一般質問「地域公共交通」についてお答えいたします。

ご質問の1点目の「利用しやすく持続可能な公共交通の維持について」と、2点目の

「交通空白地域や不便地域の移動手段の確保について」は、関連がありますので併せてお答えいたします。

本市では、潟上市地域公共交通計画を策定し、安心・快適な住みよいまちの公共交通を目指しており、地域住民の利便性向上と移動手段の確保に向けて取組を進めております。

マイタウンバスについては、路線再編に取り組んだ結果、ご質問にありますように、10月から9月までの輸送人員は、平成28年は1万8,808人、令和3年は3万8,923人で、令和7年は更に増加し4万9,212人となっております。

デマンド型乗合タクシーについては、平成26年度に株山・真形草生土地地区の実証運行から始まり、令和6年度は荒長根地区、令和7年度は山田地区へ運行エリアを拡大し、交通空白地域の解消に努めております。

また、民間企業から交通空白解消に向けた提案を受けるため、今年2月に国土交通省交通空白解消本部の交通空白解消・官民連携プラットフォームに入会しており、引き続き交通空白地域の解消に向けて取り組んでまいります。

次に、ご質問の3点目の「路線維持に向けた運行収支の改善について」と、4点目の「公共交通に対する認知度の向上について」は、関連がありますので併せてお答えいたします。

運行収支については、引き続き国や県の補助金制度を活用してまいります。人件費や物価高騰により経費の増加が予想されることから、今後ますます厳しくなっていくものと捉えており、公共交通を維持するためには、潜在的な利用者の掘り起こしを図る必要があるものと考えております。

公共交通に対する認知度を向上させる施策として、各種乗換案内サービスにマイタウンバスの運行時間や運行ルートを表示させることで、スマートフォンなどで手軽に検索ができるようにし、市民や来訪者などに、わかりやすいバス運行情報や案内の提供に努めているほか、毎年10月に「潟上市マイタウンバス無料week」を実施し、1週間マイタウンバスの運賃を無料にして、潜在的な利用者の掘り起こしを図っております。

今後とも各種施策を推進し、認知度の向上に努めてまいります。

○議長（佐藤敏雄） 10番鈴木司議員、再質問ありますか。10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） 部長、どうもありがとうございました。冒頭で交通政策の計画を策定しているというお話がありました。大変私も拝見しまして、大変いろんな角度から綿

密な計画がなされているなということで、今回の質問に対しても大変参考にさせていただきました。

この計画に沿って物事を進めていくという中に、その計画の中にもこれらの課題というものが掘り下げられていますし、また、その課題に対して市民からのアンケートなども載っていますので、大変丁寧な策定だなということで、改めて感謝申し上げたいと思います。

そんな中での質問であります、1点目、2点目が質問が似通っているということでの答弁でありましたが、交通空白地域の不便解消という移動手段についてということであります。不便解消のためにいろんな手だてを講じているんだということでもありますけれども、現実には私どもも含めて高齢者になっていくと、自ずといわゆるその免許の返納なりということが出てくるわけですし、免許返納することによっての安心感なりというもの、あるいは家族の安心感というものも当然出てくるわけですが、自ずとやっぱり生活に不便を来すと。買物に行くにも、病院に行くにも困ると。こういうところをどういふふうにしてカバーしていくのかなということを思うわけですし、これについて部長のほうから答弁をお願いします。

○議長（佐藤敏雄） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

潟上市地域公共交通計画において、基本方針の一つとして、利便性向上を図るため、市民の移動を支える便利な公共交通網の整備を掲げております。もう一つ基本方針2として、地域の公共交通の活性化に向けた取組の推進を掲げております。これは持続可能な公共交通網の構築に当たっては、行政や交通事業者だけでなく、市民や他業種の事業者など、地域全体で公共交通を守る意識を醸成することが必要だというものであります。これについては、普段車を利用している人でも時間に余裕があれば公共交通を利用してもらうことや、将来、車の運転を控えるときが来ることを想定して、買物や通院などに当たり、事前に公共交通を利用させていただきたいと考えております。その取組が公共交通を守る取組になると考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） 10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） 部長の答弁にもありましたように、交通網の整備を図っていくと。

あるいは、いろんな民間団体、市民との連携を図りながら、そのバス利用、あるいは公

公共交通機関の利用について啓蒙を図っていくと、こういうところで運用をしていきたいんだということでもあります。

もちろん今、他市町村においても取組しているものの中に、国もそうなんですが、ライドシェアという言葉が、そしてまた活動が出ています。このことに関しては、部長も当然ご承知のことと思うのですが、車のない場合について、どういうふうにしてそれを代替えしていくのかと、こういうことで昨年5月に法律が改正されて、土日なりの運行について、二種免許がなくてもタクシー会社がそれを代行できるような、そういう法律も出てきましたし、また一方では、いわゆる有償旅客制度といいますか、そういうところで白タクとはまた別にして、一般の方々がその運行できるようところが法律として少しずつ緩和もされています。こうしたところで、やっぱりその整備をしていくという、先ほど話しましたように、行政としての交通網の整備、あるいは環境の整備も必要なのですが、そうしたところへの対応という、このこともやっぱり私は時代の必須として出てくるだろうと思っています。いずれかの段階では、その取組というものが出てくるはずですので、そういうものを、この次期の計画の中にやっぱり落とし込んでいく必要があるのではないか、一朝一夕にできないので、その点を次期計画の中に組み込んで、あらかじめいろんな意見を交換しながら進めていくのだという、そういう意欲を感じさせていただければありがたいなと思いますが、この点について部長のほうからお願いします。

○議長（佐藤敏雄） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、自動運転技術や公共ライドシェアなどといった新しい技術や仕組みの実証運行や導入が全国的に増えてきております。本市でも専門業者等の意見交換を行い、導入に向けた調査・検討を行っているところであります。

この後の計画は、来年度の計画になりますので、そのような市民の意向や市の状況、そういうものを考えながら取り入れるものは取り入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） 10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） 次期計画の中に、いろんないわゆるハード・ソフトの関係のものも含めて検討をし、取り入れるものは取り入れていくという、そういう方向性を確認しておきたいと思います。

いずれ免許を返納した方がいいが、あるいはそこで、いわゆる孤立してしまうという、

こういう状態は全くもって医療制度の関係から見ても好ましくないわけですし、そういう人たちのカバーをしていくという、政策の中でカバーしていくということも大事なことでと思いますので、よろしくお願いしますと思います。

それから、そうすれば3番、4番のところですよ。

認知度もさておきまして、いわゆる財政面での関係ですが、マイタウンバスでもって補助金が令和4年で5,300万円、今回6年度で5,700万円という状況になっています。先ほど部長の答弁にもありましたように、年々いろんな諸物価が上がっていく中では、これは致し方ないものだと思うんですけども、いずれどっかで歯止めをかけていかないと、どんどんどんどん天井知らずというふうになってきますので、その点についての考え方というか、改革というものを含めてご答弁をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤敏雄） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほどの答弁と重複するところがありますが、今後は経費の増加が予想され、ますます厳しくなっていくものと捉えております。

国・県の補助制度を引き続き活用しながら、利用者を増やしていく取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） 10番鈴木司議員。

○10番（鈴木司） 収入の部分では、補助金を充当していくということがあるわけですが、いずれ大事なことは、市民のニーズに沿って、やっぱり円滑にバス事業なりというものが進められていくと、それが市民の足の確保につながっていくということ、一人でもいわゆる引きこもりをなくしていくような、そういう手立てというものを常に考えていかなきゃ駄目だということで、長いスパンで、一朝一夕にはできないわけですし、長いスパンでこのことをテーマとして掲げて取り組んでいただければ幸いだと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤敏雄） これをもって10番鈴木司議員の質問を終わります。

ここで皆様にお諮りします。次の発言順であります鈴木壮二議員が質問してもよいということであれば、引き続き会議を続行しますが、鈴木壮二議員、よろしいでしょうか。やりますか。

○ 17 番（鈴木壮二） はい。

○議長（佐藤敏雄） では、皆さん――

（「全員に諮るべき」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） いや、先に本人に確認して全員にお諮りしますので。

皆さんに引き続きお諮りします。3人目の一般質問をやってもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 承知しました。それでは、引き続き会議を続行します。

17番鈴木壮二議員の発言を許します。17番鈴木壮二議員。

○ 17 番（鈴木壮二） 傍聴の皆様、朝早くからお疲れさまです。

市当局に対しては、このような機会をつくっていただき、ありがとうございます。

それでは、通告書に従い、一点、クマ対策について質問をしたいと思います。

本市は秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置し、東は井川町、南は秋田市、西は男鹿市と隣接しており、東部に小高い丘陵が多数連なり、出羽丘陵に続いています。中央部及び北部は、秋田平野の北辺部八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がっており、肥よくな耕地に恵まれた穀倉地帯となっています。西部は県内有数の3本の砂丘群が連なっているほか、集落や畑地、樹園地として活用されています。ベッドタウンという都市的な特性と広大な田園風景に代表される豊かな自然環境を併せ持つ、恵まれた地域となっています。

本市では、近年稀にみる頻度でクマが出没し、本来であれば市内東部で多く出没していたものが市内全域へと広がりを見せ、いつ被害が出てもおかしくない状況にあります。

長期的な視点で見ると、ここ40年で様々な野生動物の生息範囲が拡大しており、ツキノワグマの生息域は約2倍に広がっていると言われます。

その要因の一つとして、人口構造の変化です。少子高齢化、都市部や中心部への人口集中が進み、奥山や中山間地域から人が撤退し、それにあわせて生息域が広がっていると考えられます。

二つ目の要因として、森の木の実が凶作になったためです。食料を求めて、たまたま集落の近くに行ったときに、収穫されない柿や栗が放置され、そういったものが誘因となってクマが森から出てくるというのが実情なのではないでしょうか。

そのほかに個体数の増加によるものや例年とは違う気象条件によるものなど、要因は多岐にわたると思います。

こういった状況に合わせて、本市でも潟上市鳥獣被害防止計画で緊急時の連絡体制を策定しており、防災無線や有線放送、SNS等を使い注意喚起を実施し、指摘されていたタイムラグも、以前よりは改善されていると思います。

また、従来講じてきた被害防止対策として、鳥獣被害対策実施隊に有害鳥獣捕獲業務を依頼し、捕獲体制を構築し捕獲手段としては捕獲用おりなどにより実施しています。

今後の取組方針として、有害鳥獣捕獲の取組を基本に、県の第13次鳥獣保護管理事業計画と秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）との整合性を図りながら、銃器・捕獲用おりによる効果的な捕獲の実施としていますが、本市だけでは手に負えない状況になっているものと考えます。

以上の観点から質問いたします。

①捕獲用おりの数も前年度二つ増やし、六つとなっていますが、今現在の状況を見ると、さらに増やす必要があるのではと感じておりましたが、このたびの補正予算で捕獲用おりとそのほか備品について専決処分し対処しています。しかしながら、捕獲用おりを増やしたとして、設置する方々の問題もあります。天王猟友会25名、羽城猟友会31名の計56名となっていますが、実働人数というのは明らかに少ないものと思われます。捕獲用おりの設置許可証について、補助をして皆さんに取得していただく必要があると思いますが、当局のご所見を伺います。

②住宅街などの生活圏に出没する回数も多いことから、赤外線カメラを装備したドローンの導入など検討する必要もあるのではと考えますが、いかがでしょうか。

③人員の体制の見直しについてお伺いします。

④誘因するおそれのある柿や栗の木などの対処について、補助などを含めた対策はいかがでしょうか。

⑤国では11月にクマ被害対策パッケージを改定し公表、交付金を通じて必要な財源を確保するとしています。県では今回発表した予算案とは別に、対策パッケージに対応した事業を盛り込んだ予算案を編成する考えで、1頭当たり7,000円、県内に1,400人いる猟友会員に対し、慰労金として2,000円を支給するとしています。本市としての対応はどのように考えていますか。

⑥学校周辺に出没した際の対応は、あらゆることを想定しなければならないと思います。場合によっては時間差登校や休校なども視野に入れて対応するなど考えなければならないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上6点について当局のご所見をお伺いします。

壇上からの質問を終わります。

答弁よろしくお願いします。

○議長（佐藤敏雄） 当局より答弁を求めます。古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） 17番鈴木壮二議員の一般質問「クマ対策」についてお答えいたします。

ご質問の1点目「捕獲用おりの設置に関わるワナ猟免許取得支援」についてお答えいたします。

現在、捕獲活動を行うためのワナ猟免許を保有している鳥獣被害対策実施隊員は、天王猟友会で4名、羽城猟友会で2名であり、現状では対応に支障を来してはいないものの、将来的には対応可能な隊員が不足することも予想されることから、新年度に向けて免許取得に必要な費用の助成について検討してまいります。

ご質問の2点目「赤外線カメラを装備したドローンの導入」についてお答えいたします。

赤外線カメラを装備したドローンは、夜間などの視野が悪い条件下におけるクマ探索や発見だけでなく、クマの追い払いにも効果が発揮されているなどの報告もあります。本市では、関係機関と連携して現地対応を行っておりますが、ドローンの導入については、今後のクマの出没状況を注視しつつ、他市町村の動向や事例も参考にしながら調査・研究してまいります。

ご質問の3点目「人員体制の見直し」についてお答えいたします。

現在、クマが出没した際の対応については、令和3年4月にツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルを定めており、これに基づき出動レベルに応じて、五城目警察署や実施隊員、庁内の各部局が連携する体制を整備していることから、引き続き関係機関と連携し、市民の安全・安心の確保に努めてまいります。

ご質問の4点目「誘因するおそれのある栗や柿の木などに対する対処」についてお答えいたします。

栗や柿の木につきましては個人の財産であることから、本市では、これまで防災無線や広報かたがみ等を活用して早めの収穫をお願いしております。しかしながら、今年度は人の生活圏にある栗や柿の木に居座る事例もあることから、引き続き早めの収穫への協力を周知するとともに、自主的に伐採を希望する方を対象とする支援を検討してまい

ります。

ご質問の5点目「実施隊員への処遇」についてお答えいたします。

本市では、本年第1回定例会において、実施隊員の報酬日額を3,000円に引き上げ、更に実施隊員の処遇改善を図るため、報酬日額を5,000円へ増額するとともに、新たに捕獲1頭につき1万円、処理1頭につき1万円を支給することとする条例改正案と補正予算案を本定例会へ提案しております。

本市の報酬額については、実施隊員である地元の猟友会の意見も参考にしながら決めておりますが、現状では市町村によって報酬体系や金額が大きく異なっており、今後、国から報酬の統一基準が示された場合等は随時対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） ご質問の6点目「学校周辺に出没した際の対応は」についてお答えいたします。

現在、市内の小・中学校においては、児童生徒の安全確保を最優先し、実際にクマが学校周辺に出没した際には、市教育委員会、農林水産振興課、五城目警察署等と連携し、中学校区単位で出没情報の提供と注意喚起を行っております。

また、学校への被害防止に向けた対応として、登校時に児童生徒を屋外で待機させることがないよう、開門時刻を前倒しすること、登校に不安を訴える児童生徒に対しては、校長判断により出席停止扱いを可能とすること、児童生徒が家庭でタブレット端末などを活用したオンライン授業を受けた場合は出席扱いとすることが可能なことなどを指示しております。

さらに、保護者に対しては、登下校時の送迎を推奨したり、出没状況に応じた下校時の引き渡しへの協力を依頼したりしております。

加えて、五城目警察署へのパトロール強化の依頼、県より提供された熊退治スプレーの市内小・中学校への配布、県委託業者による登下校時の安全パトロールなどを実施しております。

引き続き、学校・家庭・地域・関係機関との密接な連携の下、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

○議長（佐藤敏雄） 17番鈴木壮二議員、再質問ありますか。17番鈴木壮二議員。

○17番（鈴木壮二） それでは、ちょっと何点か質問させていただきます。

まず一つ目の質問ですが、新年度に向けて免許取得に必要な費用の助成について検討するという言い方したと思いますけども、ぜひですね、来年度の予算のほうのテーブルに上げて、ちゃんとやってもらいたいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐藤敏雄） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問にお答えいたします。

我々としては、新年度予算に計上して要求していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 17番鈴木壮二議員。

○17番（鈴木壮二） ありがとうございます。対応していただけるということで理解いたしました。

次に三つ目の人員の体制の見直しですけども、出勤マニュアルに伴ってやっているということですが、今後更に出没が増加した場合とかあると思うんですけども、見ていて担当の職員の方が大分疲弊しているような感じを見受けられるので、その辺ですね、改めて、更にクマが出没したということを想定して、体制の強化というものを考えてもいいのではないのかなと思いますけど、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（佐藤敏雄） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問についてお答えいたします。

確かに今年など見てましても、結構職員が疲弊しているという場面はあります。ただ、今のところマニュアルで対応できておりますけれども、今後どうなっていくかわからないですけども、必要に応じてマニュアルの見直しですとか、そういった体制の見直しは必要になってくるかもしれないので、そこは随時対応していかなきゃいけないと考えております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 17番鈴木壮二議員。

○17番（鈴木壮二） わかりました。ありがとうございます。

次に四つ目の質問ですが、自主的に伐採を希望する方を対象とする支援を検討するということですが、これも先ほど言ったとおり、しっかり来年度予算のほうに組み込んで、組み込むという言い方変ですけども、ちゃんとテーブルに上げて検討してもらえればと思うんですけど、その辺いかがでしょう。

○議長（佐藤敏雄） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問にお答えいたします。

部としまして、しっかり予算要求をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 17番鈴木壮二議員。

○17番（鈴木壮二） ありがとうございます。

五つ目ですけども、各自治体でこれ違うのは、致し方ないところもあるんですけども、実際、現場に出ている猟友会の方々が一番大変だと思うんですよ。その辺、猟友会の方々といろいろ議論してもらって、次につなげていくような形をとっていただければ、対処していただければと思うんですが、当局のほうはどういうふうに、ちょっとおかしいですね。じゃあこうしましょう。対処していただければと思いますので、これで質問を終わります。はい、すいません。これで終わります。

○議長（佐藤敏雄） これをもって17番鈴木壮二議員の質問を終わります。

ここで皆様にお諮りします。次の発言順であります鑑仁志議員が質問してもよいというのであれば、引き続き続行しますが、鑑議員、よろしいでしょうか。

○14番（鑑仁志） はい。

○議長（佐藤敏雄） それでは、皆様にお諮りします。鑑議員がよいということですので、このまま会議を続行してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） では、続行したいと思います。

では5分間休憩します。再開は11時40分からとします。

午前11時34分 休憩

.....
午前11時39分 再開

○議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

14番鑑仁志議員の発言を許します。14番鑑仁志議員。

○14番（鑑仁志） 皆さんに訂正をお願いいたします。質問の前に、私の質問書の中に秋田県のクマの箱わなの無料、県貸出が553とありますが、14に直していただきたいと思います。

それでは、私のほうから質問させていただきます。二つありますけども、まず一つ目からいききたいと思います。

一つ目、クマ対策についてであります。

未曾有のクマ騒動で、未だ冬眠の時期を迎えても、あちこちに出没するクマに対して、我々は戦々恐々とした日々です。登校する児童たちも自家用車の通学です。そして、見守り隊の係員が歩く鈴の音だけが毎朝響いています。

大胆にも、まちの真ん中まで出回るクマに対して予測できぬ状態を抱え大騒ぎし、命の危険も踏まえ、あれこれも控えている現状です。

11月13日から警察官も銃猟ができるようになり、参加を心強く感じてはいますが、当市の備えは安心できるのでしょうか。一連の決め事を示していただきたい。1組4人のチームは指揮を執る人、銃猟、個体の処理、そして後始末と、流れがあるとのことですが、高齢化でハンター不足しているとの報道です。他市町村と歩みを同じくし、一連の例えば人件費等の決め事は遜色なく進めるべきかと考えますが、いかがでしょうか。

今、住民の心配は、空き家が多く、クマの冬眠の格好の場所となるのではと恐れています。自主防衛としては、餌となる柿や栗の木をはじめ繁茂する草木を伐採したり、収穫寸前の野菜畑の放棄など、深刻な被害の陰で多くの人たちが葛藤を抱えながら対策に当たったり、見守りをしている格好です。

秋田県では、14基の箱わなを希望市町村に無料貸し出しをしているとの報道もあります。隣接市町村と密接な連携の下、市民への安心・安全を願うものです。

終息の见えない日々に、職員皆様の奮闘に心よりお疲れさまと申し上げます。

住民の安全・安心の決め事を示していただきたいと思います。

それから、ハンターの人数やチーム編成はどうなっているのか伺いたいと思います。

二つ目、水質調査について伺います。

産業廃棄物処分場の水が、発がん性を指摘される有機フッ素化合物（P F A S）が検出されたと報道があり、大館市、潟上市、秋田市、大仙市の4市が基準を上回っているとのことです。調査は昨年7月から、秋田県立大学准教授や地元住民が共同で実施し、検出されたのは雄物川や米代川の上流にある処分場です。

大館市では、早速、検出された水路の下流部での水の使われ方を調査し、井戸水や農地に使われている場合は、独自で検査すると9月9日の市議会で報告されました。

秋田市では、新屋地区西側の地下水から国の指針値の2.6倍の有機フッ素化合物が検出されたと発表しました。また、8月20日の自主調査で茨島地区の井戸水から指針値の2.2倍のP F A Sを検出しており、広範囲の調査結果で判明されています。水道水源で

はないが、地下水と併せて来年以降も継続して数値を調べる予定ということです。

大館市と秋田市の取組が詳細に報道されておりましたが、潟上市の調査結果は目にすることができませんでした。一連の結果と今後の課題や方針などお知らせください。

壇上からの質問を終わります。

○議長（佐藤敏雄） 当局より答弁を求めます。古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） 14番鑑仁志議員の一般質問の一つ目「クマ対策」についてお答えいたします。

ご質問の1点目の「住民への安心、安全のための決め事について」と、2点目の「ハンターの人数やチーム編成について」は、関連がありますので併せてお答えいたします。

現在、クマが出没した際の対応については、令和3年4月にツキノワグマ市街地等出没対応マニュアルを定めており、これに基づき、五城目警察署、鳥獣被害対策実施隊員と本市が連携する体制を整え、安全確保に努めております。

本市の実施隊員は、天王猟友会が25名、羽城猟友会が31名となっており、万が一、実施隊員の出動が困難な場合には、警察庁が各地から派遣する4人1組の銃器対策部隊の出動を要請することが可能となっております。

また、11月には陸上自衛隊の協力を得て、9人1組によるおりの設置が行われております。

本市では、本年第1回定例会において、実施隊員の報酬日額を3,000円に引き上げ、更に実施隊員の処遇改善を図るため、報酬日額を5,000円へ増額するとともに、新たに捕獲1頭につき1万円、処理1頭につき1万円を支給することとする条例改正案と補正予算案を本定例会へ提出しております。

本市の報酬額については、実施隊である地元の猟友会の意見も参考にし、決めておりますが、現状では市町村によって報酬体系や金額が大きく異なっており、今後、国からの報酬の統一基準が示された場合等は随時対応してまいります。

○議長（佐藤敏雄） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） 14番鑑仁志議員の一般質問の二つ目「水質調査」についてお答えいたします。

今年8月の報道のとおり、秋田県立大学の准教授などが、昨年6月から今年8月にかけて県内の産業廃棄物処分場の近くを流れる用水路などから採取した水を調査した結果、秋田市、大館市、大仙市及び本市の昭和豊川上虻川地区において、国の指針値を上回る

濃度のP F A Sが検出されたことが明らかとなりました。

この調査の内容については、9月に県の担当者から説明を受けており、本市の調査結果は1リットル当たり93.8ナノグラムで、指針値の50ナノグラムと比べ、約2倍の数値が検出されております。

本市の対応としては、産業廃棄物処分場の近隣には、住宅や農地がなく影響が少ないことと、本市にはP F A Sの一種であるP F O SとP F O Aを製造していた事案はないことから、現在のところ市独自で調査を実施する考えはございませんが、市民が不安を抱くことのないよう、産業廃棄物処分場からの排出水の水質検査を実施している県と連携をしながら、引き続き対応に努めてまいります。

○議長（佐藤敏雄） 14番鍚仁志議員、再質問ありますか。14番鍚仁志議員。

○14番（鍚仁志） 今、ハンターはいますけども、ハンターから日当が安ければ仕事を休んでまで行かれないと、こういう話も聞こえてきます。そしてまた、その弾が1発1,500円と、そう聞いております。日当まず5,000円、潟上市5,000円となっていますけども、ちなみに井川町は全部含めて30万円の予算でやっています。八郎潟町は1人当たり日当が6,000円と、こういうことです。五城目町は時給1,150円、処理単価費用は時給1,190円、いずれも今後値上げの方針とかと私は伺っております。男鹿市は10月1日から日当1万円、駆除費5万円、箱わなの設置費が1万円と引き上げております。当市は5,000円です。捕獲費は1万円、処理1万円となっておりますが、ハンターの意に沿えるでしょうか。誰かれとできる仕事ではありません。今後、待遇の改善はあり得るのか伺います。

○議長（佐藤敏雄） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 鍚議員の再質問にお答えします。

報酬の値上げについては、昨日からいろいろ答弁させていただいておりますけど、その答弁の際に、猟友会側との意見をしっかりと確認しながらという点がありました。この部分につきまして、実は今回の5,000円につきましても、私自らの提案した額はもっと高い額でお願いをしておりました。しかしながら、猟友会側からもう少し今の折り合いのついた額でいいというお声をいただきましたので提案したものでありますので、他方のほうではいろいろ安いだとかそういうご意見もありまして、私の気持ちとしてはもっと高いお金を出したかったんですけども、猟友会サイドが今回提案した内容でよろしいという了解をもらった形で提案しておりますので、議員の懸念されるようなこと

は本市においては無いと思っております。

○議長（佐藤敏雄） 14番鍠仁志議員。

○14番（鍠仁志） 二つ目の水質調査について伺いたいと思います。

国の指針値でありますけれども、1リットル当たり50ナノグラムだそうです。この2倍から50倍の発がん性物質、有機フッ素化合物が検出され、全ての処分場で調べてという要望が県に要望されたのは秋田県立大学の准教授をはじめ東京の農民連食品分析センターと地元住民でした。委託されて調査されたのか、自主的に調査されたのかわかりませんが、それによって大館市や秋田市は大々的な調査を始めております。秋田県潟上市は毎年の調査はされないものでしょうか。そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（佐藤敏雄） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

大館市の調査につきましては、この産業廃棄物処分場に関するもので、秋田市の地下水調査については、PFASの一種であるPFOSとPFOAを製造していた事業所が立地している茨島地区と牛島地区を秋田市で調査したものでありまして、この調査は全く別のものです。

先ほど答弁いたしました。市の対応といたしましては、産業廃棄物処分場の近隣に住宅や農地がなく、影響が少ないことから、現在のところ調査を実施する考えはございません。

なお、県ではPFOS及びPFOAの存在状況を確認するため、令和6年度より河川の水質調査を実施しております。近くを流れる豊川は令和7年度、今年度、水質測定をしておりまして、PFOSとPFOAの合計は5ナノグラムであります。指針値の50ナノグラム以下となっております。

以上でございます。

○14番（鍠仁志） ありがとうございます。これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤敏雄） これをもって14番鍠仁志議員の質問を終わります。

これで一般質問は全て終了しました。

お諮りします。委員会審査のため、12月10日から17日までの8日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認め、12月10日から17日までの8日間、本会議を休会することに決定しました。

本日の日程はこれで全て終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、12月18日木曜日、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集願います。

また、明日12月10日水曜日、午前10時より予算特別委員会を開会しますので、ご参集願います。

皆様ご苦労さまでした。

午前 11 時 55 分 散会

